令和８年（フ）第１２７０号
札幌市手稲区富丘２条７丁目４番21号　Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｂｅｌｌ―107号
破産者　坂本　牧子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４号
北海道旭川市神楽５条９丁目４番２号
破産者　伊藤　雪花
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
宮城県富谷市成田４丁目25番地８、申立時の住所山形県東置賜郡高畠町大字入生田937番地
破産者　杉森　文昭
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８６号
山形県東置賜郡高畠町大字中島823番地
破産者　鈴木　　裕
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第２２９号
相模原市南区上鶴間本町５丁目６番１号　エミール町田Ｃ棟103
破産者　多田　舜規
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１３号
静岡県熱海市上多賀193番地
破産者　小沼　博稔
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１６３５号
名古屋市中村区松原町５丁目49番地の１　レオパレスなかむら307号
破産者　林　可奈子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１５号
愛知県日進市赤池４丁目1112番地　リバーサイドミキムラ107、従前の住所愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1203
破産者　尾崎武一郎
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８６号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　609号棟403号室
破産者　上森　末子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７９号
名古屋市昭和区御器所通３丁目２番地　オープンレジデンシア御器所ステーションフロント203号、従前の住所京都市上京区大宮通元誓願寺下る北之御門町573
破産者　柏崎　賢吾
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１８３号
名古屋市東区白壁３丁目27番８号　ライオンズマンション白壁の丘604号、従前の住所名古屋市東区主税町４―72―１　アーバニア主税町309号
破産者　大成園こと真城昌鎬こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧＨＯ金　昌鎬
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３９号
名古屋市名東区大針３丁目270番地
破産者　川瀬　　浩
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１８号
名古屋市守山区四軒家２丁目571番地の３　ｍｏｍｉｊｉ203号
破産者　荒川　宗樹
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５６号
名古屋市瑞穂区大喜町４丁目７番地の２
破産者　スタイリッシュプラスこと　水野　文彦
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０４号
名古屋市熱田区南一番町５番27号
破産者　大西　　学
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４７０号
名古屋市中川区長須賀２丁目303番地の２　Ｄ
破産者　中嶋　妙子
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８３号
愛知県豊明市大久伝町東90番地１
破産者　宮治　　淳
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０８号
愛知県海部郡蟹江町本町８丁目71番地　ネオハイツ立木103号
破産者　藤本　信隆
１　決定年月日　令和８年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部